

平成27年度12月期福岡家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成27年12月8日（火）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所大会議室

3 出席委員

金木秀文委員，久保井撰委員，佐藤道恵委員，白井健二委員，照屋常信委員，長倉哲夫委員，永松健幹委員，橋山吉統委員，林田スマ委員，松井隆明委員，安河内肇委員，山本裕子委員（五十音順）

4 事務担当者

秋吉隆吉事務局長，荒木幸一郎家事首席書記官，浅野和之次席家庭裁判所調査官，冨田潔家事次席書記官，中村圭一主任書記官，北原正文総務課長

5 テーマ

成年後見制度の現状と課題について

6 議事概要

(1) 開会

(2) 永松委員（福岡家裁所長）あいさつ

(3) 委員長の選任

委員の互選により，永松委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長は，佐藤委員を委員長代理に指名した。

(5) 新任委員自己紹介（白井委員，橋山委員，永松委員，佐藤委員）

(6) 協議

ア 説明

DVD「後見人になったら・・・ ～後見人の仕事と責任～」を上映し，「成年後見制度の概要」，「後見等開始事件の審理の現状と問題」，「後見等監督事件の審理の現状と問題」について中村主任書記官から説明を行った。

イ 協議

(以下、発言者は、◎委員長、○委員、◇事務担当で略記する。)

- 後見開始の審理手続について、申立人・候補者からの聴取の後、本人調査や親族照会等を経ずに10日程度で審判に至るパターンがあるとのことだが、このようなパターンは割合的にどの程度あるのか。
- ◇ 統計的なものはないが、感覚的には、全体の一、二割程度が本人調査や親族照会等を経ずに10日程度で審判に至っているのではないかと参考までに、平成26年の福岡家裁管内における終局事件1301件のうち、1月以内に終局したものは463件、2月以内に終局したものは502件だった。
- 後見管理継続中の事件数が累積的に増えていく状況にあって、実際、どのような後見監督をしているのか、その現状を教えてください。
- ◇ 平成27年4月から、後見人からの後見事務に関する報告の頻度を年1回に増やし、実効的な監督に努めている。報告書面の審査に当たっては、メリハリのある効率的かつ効果的な監督を行うように努めている。
- 福岡家裁で後見事件を担当している部署の人的態勢を教えてください。また、後見等を利用する母体となる認知症の方、知的障害・精神障害のある方の人数を統計的に把握されていれば教えてください。
- ◇ 裁判官4名（いずれも後見等事件の専任ではない。）、後見等開始事件を担当する職員が5名、専門職後見人の監督等を担当する職員が5名、親族後見人の監督等を担当する職員が6名である。認知症の方等の人数に関する統計的な数値は把握していない。

- 認知症の方は予測がつかない言動をすることから、対応する者の負担が大きいということに加え、後見人になればその責任が重く、後見人にはなりたくないと感じてしまうのではないかと思うが、後見人のやりがいほどのようなものか。また、そんな状況にある後見人を守ってくれる制度はあるのか。
- そのような意味で後見人を守る制度はないとしかいいようがないのが現状である。ただ、裁判所の後見人候補者向けの説明会では、「これだけやっておけば適切だ」という観点から分かりやすく説明を行い、後見人の事務内容も後見人からの報告内容も当初より簡易なものになっており、一定程度後見人の負担は軽減されてきている。後見人のやりがいについては、報酬はあまり高くないため、その点ではあまり期待できない。本人の財産を守ることができるという点に喜びを見出していただくことになるのではないか。
- 自分自身も、第三者後見人として十数人の方を担当している。自分ではできないことはある程度割り切って、他職種の専門家に任せるなどしている。本人の財産を確保するだけでなく、定期的に本人と話をしながら、ときには感謝の言葉をいただくなどする中で、いろんな人の人生に関わり、やりがいを感じることはある。また、専門職として関わっているという使命感、義務感もある。このように、本人の親族が後見人になる場合とは少し違った立場にあることから、やりがいの感じ方も異なるかもしれない。
- 今後、市民後見人が要請される場面が増えると思うが、実際の選任状況はどうか。
- ◇ 福岡市の社会福祉協議会では、後見人候補者のための研修が行われ、市

民後見人が養成されているところである。同協議会が法人として後見人となり、市民後見人としての研修を受けた方が事実上活動している事案はこれまで既にあるが、近々、福岡家裁においては初めて、個人として市民後見人が選任される見込みである。

- 今後、後見を必要とする人は増えていくので、市民後見人の養成は大きな課題だと思う。成年後見等の制度をもっと社会全体にアピールし、第三者後見人の養成に取り組むべきである。
- 市民後見人が本人の親族等からの不平や不満にうまく対応できるのかが問題になってくるのではないか。専門職後見人ではなく市民後見人を選ぶケースの選定について何か検討されていることはあるか。
- どういう後見人を選任するかは事案次第である。一般的に、親族間に本人の財産をめぐる争いがある場合は弁護士、司法書士等の専門職を選任するケースが多い。市民後見人の負担を考慮し、まずは、本人の財産が少なく、しかも、本人に身寄りがない場合等に限定して市民後見人の選任を検討することになるだろう。
- ◎ これまでも、事案に応じて各職種の得手不得手を考慮し、後見人の選任を行っているが、そのような考えの延長で検討していくことになると思われる。
- 今後、市民後見人や親族後見人を増やしていかないと対応できない状況になるのではないかと考えている。そこで、主な対応窓口である家庭裁判所が、担当部署の拡充、人的態勢の整備を行い、日常的に後見人等からの相談に対応できるようにしてほしい。例えば、気軽に相談ができるコールセンターのような部署を作ってはどうか。是非、そういった態勢を整えて

ほしい。

- ◎ 人的態勢等については、福岡家裁単独で判断できる事項ではないが、そういう御要望があることは承る。
- 後見監督の在り方を見直して以来、何か具体的に問題が発覚した事案はあるのか。後見人が自主的な報告をする監督方式でそのような事案が判明するものなのか教えてほしい。
- ◇ 平成27年4月から、後見人から年1回の自主報告をしてもらうことになったが、年1回監督を行うことで、以前のように数年分の報告をまとめて審査するより実効性の高い監督ができるようになったと考えている。自主報告がなされなければ改めて報告を求めており、自主報告の方法によっても問題把握は可能であり、その方法自体に問題があるとは考えていない。
- 自分が認知症になったらどうしたらよいか、そして、そのときに役立つ後見等の制度に関する教育が重要だと考える。こういった教育のために、関連する情報をこれまで以上に多く出すようにしてほしい。
- ◎ これまでも後見制度に関する広報活動を行ってきたところだが、まだ十分に情報が行き渡っていない状況もある。今後、一層広報活動に努めたい。
- 専門職団体等において後見人になる資格を有する人はいるが、実際に受任してくれる人がいないという話を聞いたことがあるが、後見を要する人と後見人になってもよいという人の需給バランスはとれているのか。

◇ 後見開始の申立てをしたのに、後見人が足りなくて選任ができないといった事例はない。後見人候補者を推薦する団体から、適任者がいない旨の回答がされることもあるが、その場合でも、別の団体に推薦依頼するなどして対応できている。

○ 私の所属する団体では、研修を受けた多くの会員が後見人候補者として登録されており、1人当たり、大体3件から5件くらい受任している状況である。今後、推薦依頼が2倍とか4倍ということになると対応が難しいかもしれない。また、福岡市近郊の事案は受けられるが、遠方だと受任しにくいという会員もおり、今後、地域格差が生じるかもしれない。このことに対応するためにも、各地域で後見人を務める市民後見人の養成や、自治体での取組がより重要となってくるのではないか。

◎ 裁判所においても、そのような事情を見据えながら対応していく必要があると考えている。

○ 精神面で問題を抱える方の保佐人に就任し、対応に大変苦慮した結果、最終的には保佐人を解任され、臨床心理士を含めた複数保佐人が新たに選任されたという事案を聞いたことがある。裁判所に限らず、このような事案について相談ができる窓口はあるか。

◎ 臨床心理士の団体は、現在、福岡家裁では、後見人候補者の推薦団体ではない。そのような事案においては、専門医などと相談しながら検討するしかないと思われるが、裁判所としては、必要に応じて家裁調査官による調査、働きかけを行うなどして、適切な候補者を後見人等に選任することになる。

○ そのような事案では、法人としての後見人等を選任する、あるいは、複

数の後見人等を選任するなどの対応も考えられる。

(7) 次回テーマ

家庭裁判所における家庭裁判所調査官の役割と機能について（仮題）

(8) 次回期日

平成28年6月15日（水）午後1時30分